

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対して、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と効率性を確保し、企業価値の最大化を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

安全で付加価値の高い仮設機材の安定供給を基本軸として、クオリティの高い企業活動を進め、当社グループのみの発展ではなくユーザーと業界全体の利益のため、業界の地位向上にむけた取り組みにも力を入れております。

一般の皆様、投資家の皆様にも明確に優良と認知される仮設機材業界を構築し、透明性の高い事業環境の中で持続的な発展を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2 株主総会における権利行使】

株主総会招集通知の早期発送につきましては、決算情報の正確性と印刷にかかる日程を勘案し、発送日を決定しております。なお、発送前に当社ウェブサイトにて開示しております。

【補充原則1-2-3 株主総会における権利行使】

当社は、適正な財務報告と高品質な監査のための十分な時間確保の観点から決算日程を設定し、株主総会の日程を設定しております。株主の皆様との対話の充実に向け、引き続き日程の検討に取り組んでまいります。

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

議決権電子行使プラットフォームの利用については、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら導入するか否かを検討いたします。同様に、株主総会招集通知の英訳についても海外投資家の比率を勘案し判断いたします。なお、海外投資家に会社概況を理解していただくべく、当社ウェブサイトにて英文ページを作成し、英文の代表メッセージや決算短信、財務諸表等を掲載しております。

【原則3-1 情報開示の充実(5)取締役候補者の個々の選任・指名の説明】

取締役及び監査役候補者選任の略歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知参考書類に記載しております。今後社内の取締役の選任理由につきましても、開示を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務】

当社は現在、取締役会で後継者の計画に関する監督は行っておりませんが、後継者のプランニングにつきましては経営の重要課題と認識しており、経営陣(取締役及び執行役員)をその候補者として育成しております。今後取締役会等で経営理念や具体的な経営戦略について建設的な議論を重ねることにより、最高経営責任者等の最適な後継者を選任する準備を進めてまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は社外取締役の有用性について十分認識しており、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化及び様々な観点での意見提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、社外取締役の活用は当社のコーポレート・ガバナンスを適正に機能させ、また実効性のあるコーポレート・ガバナンスの確立に資すると判断しております。当社では、業務執行取締役と社外取締役を含む非業務執行取締役を明確に区分しております。また、社外監査役を含む監査役監査により、コーポレート・ガバナンスは有効に機能していると考えております。現時点では、独立社外取締役は1名のみであります。今後さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の複数名選任について検討してまいります。

【原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社の独立社外取締役は1名のみであり、独立社外者のみの会合は設けておりません。今後複数名選任について検討する中で、独立社外者のみの会合などについても検討してまいります。

【原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社の独立社外取締役は1名のみであり、「筆頭独立社外取締役」は指名しておりません。今後複数名選任について検討する中で、指名の是非も含めて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

独立社外取締役の人数は取締役会の過半数に達していませんが、取締役・監査役候補者の指名については社外取締役を含む取締役会が定めた方針に基づき審議の上決定し、また報酬の決定につきましては、株主総会で決議された報酬総額の枠内において報酬の決定方針及び基準に則して決定されていることから、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。今後、当社を取り巻く環境がさらに変化した場合には、独立社外取締役を複数名選任することの必要性について検討していきたいと考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は取締役会を毎月開催し、「取締役会規程」に基づき付議された重要事項を適切に審議・報告しております。取締役会の評価につきましては、社外取締役及び社外監査役からの客観的立場からの意見、発言を通じて職務遂行の監督及び監査を取締役会の都度実施しております。今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の導入についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は中長期的な企業価値の向上のため、事業戦略上の重要性、今後の営業展開、事業上のシナジー等を総合的に勘案し、政策的に必要とする企業の株式を保有しております。保有する株式の議決権については、議案の内容を検討し、発行会社の株主価値向上に資するものか否かを判断した上で適時・適切に行使いたします。また、当社の保有する株式につきましては有価証券報告書等にて開示しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「取締役会規程」において、当社取締役が利益相反取引や競業等の関連当事者取引を行う場合は、重要事実を説明の上、取締役会の承認を受けなければならない旨を定めております。また、1年毎に関連当事者取引に関する調査を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営計画等

経営理念につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.srg.jp/aboutus/message/philosophy.php>

また、中期経営計画を定めており、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://ir.srg.jp/ja/strategy.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役の報酬決定に関する方針と手続

取締役の報酬決定に関する方針と手続につきましては、本報告書「2. 1. 【インセンティブ関係】及び【取締役報酬関係】報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。取締役の報酬決定の手続につきましては、社外取締役を含む取締役会において代表取締役社長に一任することを決議した上で、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の担当する部門の事業計画達成度合いに応じた評価を各人の支給額に反映させております。

(4) 取締役・監査役の選任に関する方針と手続

取締役候補者及び監査役候補者につきましては、「取締役会規程」に基づき、代表取締役社長が取締役会に提案し、取締役会決議による承認を得た後、株主総会議案として提出しております。

選任につきましては、「役員職制規程」に基づき、決定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる人材を選定しております。

(5) 取締役候補者の個々の選任・指名の説明

取締役及び監査役候補者選任の略歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知参考書類に記載しております。今後社内の取締役の選任理由につきましても、株主総会招集通知にて開示する予定です。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

法令に準拠して取締役会に付議すべき事項は「取締役会規程」において規定されております。また、「職務分掌規程」により経営陣が執行できる責務の範囲が明確に規定されております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性につきましては、会社法上の要件に加え、証券取引所の定める独立役員の独立基準を満たす者としております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針とし、代表取締役が取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において取締役候補者を決定しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役及び監査役の他の会社における兼任につきましては、取締役会付議事項に規定されており、当社取締役及び監査役としての役割・責務を適切に遂行する上で差支えない合理的範囲内としております。取締役会等への出席状況、その他業務の遂行状況からして、兼任の状況は合理的範囲内であり、その状況は事業報告及び株主総会参考書類並びに有価証券報告書にて詳細を開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役の就任時には、業務執行上必要な知識及び当社の置かれる事業環境を学ぶ機会を設けております。また、知識及び能力のさらなる向上のため、継続的に外部機関等を活用して研修を実施しております。なお、費用につきましては、社内規程に基づき当社が負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画室広報・IR課をIR担当部署として定めているほか、総務部、経理部等関連部署とともに情報共有、開示資料作成等に取り組んでおります。株主・投資家との対話の機会として、株主総会をはじめ、会社説明会、決算説明会等を随時開催するほか、当社ウェブサイト内容の充実等を実施し、当社の事業に対する理解の促進に努めております。

なお、市場の公平性確保のため、インサイダー情報の管理に関する諸規程の遵守を徹底し、決算発表前の期間をサイレント期間と定め、株主・投資家の皆様との対話・取材を差し控えることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社タカミヤ	6,725,520	14.91
高宮東実	5,879,504	13.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,511,800	5.57
スカイラインボー従業員持株会	2,253,340	5.00
高宮章好	2,157,584	4.78
高宮一雅	1,969,672	4.37
高宮豊治	1,678,288	3.72
高宮千佳子	1,579,824	3.50
株式会社ダイサン	1,424,000	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	907,200	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
下川浩司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下川浩司	○	有限会社下川会計事務所代表取締役 株式会社グローバル・コーポレート・コンサルティング代表取締役 株式会社グローバル・ヒューマン・コミュニケーションズ代表取締役	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的見識に基づき、客観的・中立的な立場から独立役員としての職務を適切に遂行していただけていると考えております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役と判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、社長直轄の独立組織である内部監査室2名が当社グループの定期的な内部監査を実施しており、適法で効率的な業務執行確保のための監視体制を整えております。

監査役監査につきましては、常勤監査役1名と社外監査役2名の3名で構成し、取締役会や重要会議に出席するなど、取締役の業務執行を監視できる体制をとっております。また、監査役会を毎月開催し、監査役間の情報交換を適宜行っております。

常勤監査役の山口一昌氏は、当社の財務部門に1981年7月から2001年6月まで在籍し、通算20年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事し、2001年から2011年まで当社監査役、2011年から2013年までホリー株式会社の常務取締役経理部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の梶川強士氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

同じく社外監査役の酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している新日本有限責任監査法人が監査を実施しております。

相互連携につきましては、常勤監査役と内部監査室長が定期的に情報交換を行っているほか、経理部及び会計監査人から監査計画作成時、四半期決算及び期末決算に関する定例報告を受けるなど、情報の共有化を通じて相互に効果的な監査が行える体制を整えております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 中川一之、平岡義則

・会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士10名 その他6名

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梶川強士	他の会社の出身者													
酒谷佳弘	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計に関する知識と理解が深く、財務及び会計に関する専門的見識に基づき、客観

梶川強士	○	梶川公認会計士事務所代表 三洋ホームズ株式会社取締役(監査等委員)	的・中立的な立場から独立役員としての職務を適切に遂行していただけたと考えております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役と判断し、独立役員に指定しております。
酒谷佳弘	○	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役 株式会社プレサンスコーポレーション取締役(監査等委員) 北恵株式会社社外監査役 株式会社ワッツ取締役(監査等委員) SHO-BI株式会社社外監査役	公認会計士の資格を有し、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられます。当社の経営に対し、財務・会計の視点から適時、ご助言を頂くことは、当社の財務・会計の健全性に寄与するものと考えております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役と判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の任期を1年に定め、事業年度ごとに経営状況を反映した報酬額を定めております。業績によって役員賞与を支給もしくは報酬額を役職別に一定割合にて減額しております。
また、取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプション(新株予約権)を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

役員報酬体系の見直しの一環として役員退職慰労金制度を廃止し、その代替として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めること等を目的として、当社取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入しております。
また、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び執行役員に対して、有償ストックオプション(新株予約権)を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における、当社の取締役及び監査役に支払った報酬等の総額は以下のとおりであります。
・取締役を支払った報酬 164,425千円(うち社外取締役1名 2,520千円)
・監査役を支払った報酬 14,640千円(うち社外監査役2名 5,040千円)
(注) 支給額には、以下のものも含まれております。
ストックオプションによる報酬額 57,205千円(取締役6名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営業績に対する貢献度を報酬に連動させるため、担当する部門の事業計画達成度合いに応じた評価を、各人の支給額に反映させております。

株主利益に立脚した評価の徹底を通じ、当社グループ全体の長期継続的な成長性、並びに企業価値の向上を図っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の業務を補完するために、経営企画室、経理部、総務部及び内部監査室が、必要に応じて適時情報を提供できる体制を整備しております。

また、取締役会及び監査役会の開催日には、事前資料の提供より効率的かつ効果的な議論ができる体制をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、社外取締役を含む取締役会による戦略指導や経営の監視、社外監査役を含む監査役会制度を採用し、監査役による取締役会及び執行役員会議等重要な会議への出席・意見の発言等を通じ、取締役の職務遂行を監査する体制をとっております。また、執行役員制度を導入し、会社法上の取締役とは別に執行役員を選任しております。なお、経営上の重要事項の意思決定は取締役会が行い、取締役の職務執行を監督しておりますが、社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、重要な意思決定を行える仕組みとしております。

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名体制をとっております。各監査役は「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、当社及び当社グループ各社の業務執行の適法性を監査しております。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人による会社法、金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

内部監査室(2名)は、当社グループ全般を対象に内部監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役社長に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、改善状況を報告させ、実効性のある監査を実施しております。

当社で取り扱う仮設機材の安全性・品質の確保につきましては、品質管理部を設置し、当社グループ全体の品質管理体制の構築と改善、指導にあたっております。

コンプライアンスの確保及びリスク管理の強化のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令及び社内規程遵守状況を監督し、危機管理体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。社外取締役による客観的立場からの当社の経営に対する適切な監督の実施並びに監査役会による職務執行の監督及び監査の実施により、取締役の適正な職務執行が確保できるとともに、取締役とは別に執行役員を選任することにより、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行することが可能と判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知につきましては、発送前に当社ホームページに事前掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する基本的な考え方、情報開示の方法、将来の見通しに関する事項等を設定し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2014年3月期決算説明会(2014年5月21日開催) 2015年3月期第2四半期決算説明会(2014年11月18日開催) 2015年3月期決算説明会(2015年5月20日開催)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報ページを設け、決算短信などの適時開示情報及び「決算説明資料」、「株主通信」等の投資家向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 代表取締役社長 高宮一雅 IR事務連絡責任者 取締役兼常務執行役員経営企画室長 安田秀樹 IR担当部署 経営企画室広報・IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「SRG企業倫理」並びに「企業行動規範」を制定し、当社グループを取り巻く様々なステークホルダー(顧客、株主、取引先、地域社会の方々)と健全で良好な関係を維持発展させることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループ従業員が、「エコ基金」を設立し、環境保全活動、CSR活動等の資金を積み立て、「大阪府アドプトフォレスト制度」に参加し、生駒山系「花屏風」構想に基づく里山再生活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本として迅速な情報提供に努めてまいります。金融商品取引法及び日本証券業協会の定める適時開示規則を遵守した情報の開示に努めるとともに、当社をご理解いただくために有効な情報につきましても積極的な情報の開示に努めてまいります。 適時開示規則に該当する重要情報の開示は、TD-net(Timely Disclosure Network: 適時開示情報伝達システム)に登録し情報開示いたします。TD-net への登録後、すみやかに同一情報を報道機関に提供するとともに、遅延なく当社ホームページにも同一情報を掲載いたします。
その他	当社では女性の活躍を含め、性別、国籍、年齢問わず人材の多様性確保のための取り組みを進めております。育児介護休暇のほか、誕生日休暇、結婚記念日休暇等の休暇制度、短時間勤務制度、若年者結婚手当等の制度を充実させております。また、今後の海外展開を見据えて外国人の雇用にも力を入れ、海外子会社も含めたグループ会社間で積極的に人材交流を図り、グループ全体としての技術、能力の向上を図っております。また、今後も女性の活躍等にむけた取り組みを当社の発展のための経営課題とし、人材確保、キャリア育成や仕事と育児の両立にむけた制度の充実を推進してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

リスク管理体制につきましては、「リスクマネジメント基本規程」に基本方針と、リスクマネジメントに関する基本的事項を定めております。コンプライアンス体制につきましては、「コンプライアンスマニュアル」に遵守基準と行動規範を定めております。また、事業を取り巻くさまざまなリスク及びコンプライアンスに対して的確な管理及び実践のために、総務部を事務局とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題、対応策、法令遵守に向けた社内での具体的な取組について協議し、社内の法的な諸問題を早期に把握し、法令遵守に関する意識の向上、浸透について一層の強化を図っております。また、必要の都度、顧問弁護士から日常業務や経営判断においての助言、指導を受けております。

内部統制につきましては、社内規程等の整備により職務分掌の明確化を図り、各部門間の内部牽制が機能する仕組みを構築しております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、内部統制基本方針及び財務報告基本方針として定めております。

内部統制基本方針

当会社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社および当会社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する。

1. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)「リスクマネジメント基本規程」により、リスクカテゴリー毎の担当部署を定める。
- (2)総務部をリスクマネジメント担当部署に定め、全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (3)内部監査室が各部門のリスクマネジメントの状況を監査し、その結果を定期的に社長および監査役に報告する。

2. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役・執行役員はその目標達成のために各部門の具体的な目標および権限を含めた効率的な達成方法を定める。
- (2)月次の業績は情報システムの活用により迅速にデータ化することで、担当取締役および取締役会に報告する。
- (3)取締役会は、毎月、目標の進捗状況をレビューし、目標達成を阻害する要因を改善することにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

3. 当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンス体制に関する規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2)総務部をコンプライアンス担当部署と定め、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その徹底を図るため役職員教育等を行う。
- (3)内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に社長および監査役に報告する。
- (4)法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。
- (5)反社会的勢力に対しては、「企業行動規範」および「コンプライアンス・マニュアル」ならびに「反社会的勢力等排除規程」において組織としての対応方針を明確にし、一切の関係を持たない。反社会的勢力から接触を受けたときは、直ちに所轄警察、企業防衛連合協議会等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携して対処する。

4. 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)「文書管理規程」に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。
 - 1)株主総会議事録
 - 2)取締役会議事録
 - 3)重要な会議の議事録
 - 4)予算統制に関するもの
 - 5)会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - 6)官公庁および証券取引所に提出した文書の写し
 - 7)稟議書
 - 8)契約書
 - 9)その他「文書管理規程」に定める文書
- (2)取締役および監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

5. 子会社各社の取締役の職務に係る事項の当会社への報告に関する体制

子会社各社は、「関係会社管理規程」に従い、株主総会、社員総会の付議議案、取締役会の決定事項、当該会社の財産に著しい増減、変動をきたす事項、期末現在の従業員数、営業上重要な事項および会社の信用に重大な影響を与える事態、重大な事故の発生した場合について、当会社に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)当会社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。
- (2)前項の使用人の監査役補助業務遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

7. 監査役、監査役補助の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当会社は、監査役補助の職務を補助すべき使用人に、監査役の指揮命令に従う旨を当会社の取締役および使用人に周知徹底する。

8. 当社グループの取締役および使用人の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- (2)取締役、執行役員および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(3) 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。

- 1) 重要な会議で決議された事項
- 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 3) 毎月の経営状況として重要な事項
- 4) 内部監査状況
- 5) リスクマネジメントに関する重要な事項
- 6) 重大な法令・定款違反
- 7) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容

(4) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。

(5) 取締役および使用人は、内部通報制度による通報状況および内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役へ伝達しなければならない。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を明文化する。

9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当会社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室は監査の方針、計画について監査役会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役会と緊密に連携する。

(2) 会計監査人は定期的に監査結果の報告を監査役会に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「企業行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」において、組織としての対応方針を明確にし、一切の関係を持たないことを宣言しております。反社会的勢力から接触を受けたときは、直ちに所轄警察、企業防衛連合協議会等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携して対処で切る体制を維持しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

